

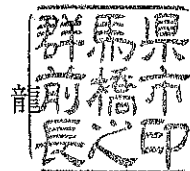
諮問第2号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

地方税法施行令の改正に伴い、下記のとおり前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の所要の改正を行いたいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年前橋市規則第22号）第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和3年1月19日

前橋市長 山本



記

1 条例改正の主な内容

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額について、基礎控除額相当分を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、当該給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

2 施行期日

公布の日

3 適用区分

改正後の国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。